

令和 6 年 6 月 25 日現在

機関番号：14201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2020～2023

課題番号：20K02586

研究課題名(和文) 教員の専門職基準に関する日米比較研究

研究課題名(英文) US-Japan comparison of teaching professional standards

研究代表者

藤村 祐子 (Fujimura, Yuko)

滋賀大学・教育学系・准教授

研究者番号：80634609

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、専門職基準をめぐる全米組織の実態とワシントン州の事例に着目し、専門職基準の役割や機能を明らかにした。

全米組織では、州教職員専門職基準委員会(professional educator standards board)、全米教職専門職基準委員会(NBPTS)の構造や役割、機能などを分析した。全米の専門職基準をめぐる動きを整理した上で、ワシントン州の専門職基準の実態を分析した。スタンダードの正当性に注目し、どのようなプロセスで策定されたのか、教員の専門性がスタンダードにどのように描かれているかを明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、専門職基準の教員による自律的な活用を可能とする諸要件を明らかにすることを目的としており、学術的意義や社会的意義は高い。全米組織で策定される基準の存在やそこで策定・運用される専門職基準の策定過程やそこで描かれる基準の特徴は、いずれも活用を想定されたものであり、専門職基準の正当性を担保しようとする仕組みが読み取れた。また、州レベルの専門職基準の策定や機能も、効果的な活用を促す要素が散りばめられており、それらの実態が明らかにされた。これらの研究成果は、これまでの先行研究では解明されていなかった点であり、意義があると考えられる。

研究成果の概要(英文)：This study focused on the role and function of professional standards, focusing on the reality of the National Organisation for Professional Standards and the case of Washington State.

In the national organisations, the structure, roles and functions of the State Teachers' Professional and Teacher Professional Standards Board (professional educator standards board) and the National Board for Professional Teaching Standards (NBPTS) were analysed. After summarising the developments surrounding professional standards across the United States, the actual state of professional standards in Washington State was analysed. Focusing on the legitimacy of the Standards, it clarified the process by which they were developed and how the professionalism of teachers is portrayed in the Standards.

研究分野：教育政策

キーワード：専門職基準 職能開発 アメリカ 教科

1. 研究開始当初の背景

教員の専門職基準 (professional standard) の設定は、従来から教職の専門職化の動きと合わせて注目され、既に各大学や学術団体、各地方公共団体レベルでの先例もある。その中で、2015年12月の中央教育審議会答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力向上について」において、「教員が学び続けることのできる環境整備」として教員の養成・採用・研修を連続体と捉えた上での教員育成指標の策定や教員研究計画の全国的整備の実施が提案された。これにより、各団体や組織で個々に専門職基準を策定するのではなく、自治体ごとに共通の専門職基準を持ち、教員制度の整備を行うことが要求されている。

一方、米国では、教師教育のあらゆる場面で専門職基準が活用され、専門職としての教員の養成・教育のコアとして、専門職基準が制度化されてきた。申請者らはこれまで、その制度化の様相を解明してきた。養成段階では、各大学の教員養成カリキュラムの理念に応じた専門職基準の適用や認証評価の基準としての活用などプログラムや認証評価の仕組みの中で、機関保証として専門職基準が活用されている。現職教育段階では、教員評価における能力証明の参照枠や評価者・被評価者間での「共通言語」として活用、教員研修での資質向上に向けた「指針」としての利用など、専門職基準が「能力参照枠」として多様に活用されている。

専門職基準は、その活用方法として、A) 他律的活用 教員を見取る他者 (例: 採用の任命権者、大学の教師教育者) が能力を確認するため、B) 自律的活用 教員自身が自己の能力を確認するため、の双方が想定される。とりわけ、「専門職」の本質に鑑みると、専門職基準は教員による行為の準拠枠組みとして「自律的」に活用されることが必要不可欠である。ところが、日本では、A) 他律的活用が強調される傾向にあり、B) 自律的な「能力参照枠」としての専門職基準の活用は十分に検討されていない。これまで、米国では、専門職基準の他律的活用と自律的活用の双方で機能している可能性があることが見えてきた。そこで米国における自律的活用の内実を明らかにすることは、日本における教職の専門職化を検討する上で重要な研究課題である。

2. 研究の目的

米国において、教員の専門職基準が、どのようなメカニズムで自律的な「能力参照枠」として活用されているのか? という問いを踏まえて、本研究は、専門職基準を中核とする教師教育の制度化に対し、制度の実施主体である教育機関・教育関係者の承認の論理を明らかにすることで、自律的・他律的な「能力参照枠」としての専門職基準の「内面化」の方略を提案することを目的とする。そして、日本の専門職基準を中核とする教師教育制度改革における制度の定着に貢献する。従来の先行研究では、制度や政策の「内面化」を図るため、関係者が策定プロセスにアクターとしてどう関与してきたかについては取り上げられてきた。本研究は、実施主体も含めた全てのアクターの承認プロセスの構築が制度の内面化には必要である点に注目する。アクターがどう関与し承認したのかという点にまで踏み込むことができる。制度の正当化の範疇を拡張し、策定と実践の双方からその正当性を構想する点に創造性と独自性を指摘できる。

3. 研究の方法

本研究は、3年間にわたり、以下の手順で実施した。

(1) 調査フレームの構築: 基本文献・先行研究を収集し、研究課題を具体化し、データ収集・分析の方針及び調査フレームワークを構築する。また、専門職基準委員会の役割や全米レベルの多様な専門職基準の状況を整理する。

(2) 政策調査:

全米レベルの専門職基準をめぐる動きの整理: 関連資料収集を通して、全米専門職基準委員会やNBPTS (全米教職専門職基準委員会) の機能や構造を明らかにする。

各州での専門職基準の実態: 以下の2点について、関係者への聞き取り・資料収集・観察を通して明らかにする。A) 州の専門職基準の策定プロセス: 州の専門職基準についてどの基準が参照され誰を中心に作成されたのか (専門職基準と教員養成プログラムの関連性は複雑である。それらの関連も明確にする。独立した専門職基準委員会を持つワシントン州に焦点化。B) 教員養成機関の専門職基準の展開: 教員養成機関において、どの専門職基準をどう解釈し、教員養成プログラムに組み込んでいるか、どのように活用しているのか、教員養成系大学を対象。

(3) 実践調査: 聞き取り・資料収集・観察を通して、専門職基準の運用実態を解明、対象は教師教育者: 専門職基準について、どのように解釈し活用しているか。

(4) 分析の総括と示唆的視点の抽出: 自律的参照枠としての活用のメカニズムと課題を明らかにする。

4. 研究成果

州教職員専門職基準委員会の状況

それぞれの州には、教職の実質的機能を統制するために、州の法的権限を有する者・組織によって設立される委員会として、州教職員専門職基準委員会 (professional educator standards

board) が設置されている場合が多い。全米の状況を確認すると、何かしらの基準委員会(完全に独立したものだけでなく、諮問委員会も含め)を有しているのは 32 州にのぼる。これらは、独立組織(independent)、半独立組織(semi-independent)、諮問組織(advisory)の 3 つに分類される。

基準委員会の委員数は 7 人から 30 人と機関によって差があるが、委員会の活動の範囲に関係する。委員の構成は、教員が最も多い数を占めるが、管理職(校長)、教育専門家(カウンセラー等)、学区教育行政職員、学区教育委員・教育長、大学(教員養成)教員を含むケースが多い。また、市民(保護者を含む)を含むところも一定数存在する。民間教育セクターや教員養成プログラムの学生を含める場合もあり、多様なメンバーの存在が確認される。

具体的活動は、教員(管理職等も含む)免許取得・更新基準および手順等の策定および運用、教員養成プログラムの認定基準の策定および認定、倫理綱領(code of ethics)の策定、免許にかかる懲戒処分などがある。

専門職基準との関わりでは、入職基準・認証基準の策定に関与しているケースと基準策定に関与していないケースに分かれる。基準の策定・運用に関与しているケースも、独立して策定・運用を行っている場合、策定・提案された基準が、州教育委員会の認定を前提としている場合、基準に関する提言のみを行う場合がある。また、基準策定に関与していないケースでは、基準は、州教育委員会が策定し、基準委員会はその運用管理が任されている。

近年では、NCLB 法の影響で、専門職基準委員会を解体する動きも見られる。

NBPTS (全米教職専門職基準委員会)

NBPTS の専門職基準の策定・運用に着目し、自律的な変革を促す専門職基準のあり方について検討した。その際、専門職基準の自律的な活用のための要素がどのように設定されているか、教科担当教員の専門職基準が、誰によって、どのように策定されたのかという点に注目した。分かったことは以下の点である。

「実践家」である教員が中心となって、学術性と実践性のバランスを図った基準が策定されている。単に、策定メンバーの過半数を教員にするだけでなく、策定会議の場で、学術的知見に基づき、教員自身が省察する機会を与えられ、省察を通して理論と実践の融合を図りながら、基準が策定されたプロセスは注目される。また、基準の策定に、学術団体が関与している点も「専門職」としての基準を策定しようとする姿勢の表れである。

専門職基準として、中核提言を示すだけでなく、「実際に活用する」ことを想定し、発達段階や領域ごとに、基準を「解釈する」という視点が組み込まれている。教員自身が自律的に専門職基準を活用し、自身の変革につなげるためには、行動変容を促す具体性・実践性を示す必要がある。特に、基準の表現方法として、「事例」を示している点は、教員の「解釈」を支援する工夫として参考となる。

「卓越した教員」を示す専門職基準は、網羅的なものではなく、特定の方向性を示す「尖った」基準である。社会科の専門職基準の分析から明らかになったように、教科観をめぐり、多様な対立がある中で、「市民的社会育成」を目指すという一つの教科観に基づいた専門職基準が示されていた。「卓越した教員」を示す NBPTS 基準は、批判を覚悟しながらも、特定の教科観に依拠し、目指すべき方向性を社会全体に通知する専門職としてのあり方をアドボケイトするメッセージとして示されている点は興味深い。

ワシントン州の事例

ワシントン州に着目し、専門職スタンダードの教員による主体的な活用を促すための諸要件を明らかにすることを目的とした。スタンダードの正当性に注目し、どのようなプロセスで策定されたのか、教員の専門性がスタンダードにどのように描かれているか(スタンダードそのものの正当性をどう担保しているか)を明らかにした。

ワシントン州専門職基準委員会(PESB)は、州教育行政組織から独立したワシントン州の教員養成、採用、職能開発システムの政策と管理に関わる業務を担う機関。12 名の委員は州知事から任命(12 名の委員の半数以上は教員経験者)される。PESB が専門職スタンダードを策定、運用している。

ワシントン州の専門職基準は、複層的なものであり、多様な基準が策定されている。Program standards(養成プログラム認証スタンダード)、Role standards(候補者の特定領域の知識やスキルを定義するもの)、Endorsement competencies(教員免許状の「裏書」、専門とするそれぞれの領域で、習得することが期待される知識とスキルの概要を示したもの)、Cultural competency standards(各生徒に応じた指導を行うスキルに加えて、生徒のバックグラウンドや文脈に関する知識や、文化的規範や価値の理解が含まれる。ワシントン州の全ての教育者が多様性を認識し、生徒の多様性の持つ強みを構築するために養成することが求められている)、Instructional topic requirements(教育上のトピックを教員候補者に提供することが求められる)などが作成されている。プログラムスタンダードを傘に、多様な機能を持つスタンダードを設定している。ひとつのスタンダードで教師教育のグランドビジョンを描くのではなく、多様なスタンダードを策定し構造化を図っている点が特徴的である。また、マイノリティ教育政策からの展開として、バンクスの理論をベースとした文化的能力スタンダードが策定されている点もワシントン州の特徴である。

他州のモデルや研究知見をベースにスタンダードが策定されている。策定には、多様なメンバーが参加することによって、専門職スタンダードの正当性が図れている。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計10件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 藤村祐子, 佐藤仁	4. 巻 43
2. 論文標題 アメリカにおける州教職員専門基準委員会に関する研究 : 組織および活動に着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 教育行政学研究	6. 最初と最後の頁 29-40
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 榎景子, 篠原岳司, 藤村祐子, 高橋哲, 山下晃一	4. 巻 16(2)
2. 論文標題 米国の公立学校教員人事をめぐる学校裁量の法的規定と運用実態 : 学校分権型教員人事の存立要件に関する予備的考察	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要	6. 最初と最後の頁 57-71
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 朝倉雅史, 高野貴大, 高野和子	4. 巻 47(1)
2. 論文標題 教師教育における「省察」言説の生成と展開に関する海外動向と予備的考察 : 英米のNPM 型改革下の教師教育政策・スタンダードに着目して	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 筑波大学教育学系論集	6. 最初と最後の頁 29-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 藤村祐子・川口広美	4. 巻 第71号
2. 論文標題 自律的な活用を促進する教員の専門職基準はいかにあるべきかー全米教職専門規準委員会 (NBPTS) の分析を通してー	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 滋賀大学教育学部紀要	6. 最初と最後の頁 73-84
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 佐藤仁	4. 巻 第3号
2. 論文標題 「アメリカ（諸外国における教員確保の現状と対応策～イギリス・アメリカ・カナダ・韓国～）」	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 共同出版・教職レポート	6. 最初と最後の頁 19
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 朝倉雅史	4. 巻 48
2. 論文標題 子どもの多様性に対応する教育と教師のあり方	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 学校経営研究	6. 最初と最後の頁 14-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 朝倉雅史	4. 巻 0
2. 論文標題 保健体育教師の役割をその特殊性とは	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 清水紀宏・朝倉雅史・坂本拓弥編『探究 保健体育教師の今と未来20講』	6. 最初と最後の頁 2-12
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 朝倉雅史	4. 巻 0
2. 論文標題 『優れた保健体育教師』とはどのような教師なのか	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 清水紀宏・朝倉雅史・坂本拓弥編『探究 保健体育教師の今と未来20講』	6. 最初と最後の頁 158-167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 朝倉雅史	4. 巻 0
2. 論文標題 NPM型改革下の教師教育スタンダード政策における省察概念	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 山崎準二・高野和子・浜田博文編『「省察」を問い直す－教員養成の理論と実践の検討－』	6. 最初と最後の頁 165-181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Sato, Hitoshi and Ito, Akiko	4. 巻 18
2. 論文標題 Reality and Possibility of Teacher Education for Diversity in Japan: Lessons from International Trends	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 Educational Studies in Japan: International Yearbook	6. 最初と最後の頁 69-79
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計12件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件)

1. 発表者名 藤村祐子, 佐藤仁
2. 発表標題 ワシントン州における文化的能力スタンダードに関する研究 策定過程と機能に着目して
3. 学会等名 日本教育制度学会第29回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 藤村祐子, 朝倉雅史, 川口広美
2. 発表標題 日本において教員の専門性はどうか論じられてきたか - 専門性議論に着目して -
3. 学会等名 日本教師教育学会第32回大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Yuko Fujimura, Masashi Asakura, Hiromi Kawaguchi
2. 発表標題 What do Japanese teachers say about the teaching standards?
3. 学会等名 CIES 2023 Annual Conference (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 川口広美・堀田諭
2. 発表標題 社会科教師の社会的責任とは何か？－米国の社会科教師スタンダードの検討を通して
3. 学会等名 社会系教科教育学会第33回研究発表大会 (オンライン掲載)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 藤村祐子・川口広美・朝倉雅史
2. 発表標題 教師の専門職スタンダードはどう策定するべきか－日米の比較から考える－
3. 学会等名 科研成果報告オンラインセミナー
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 藤村祐子・川口広美
2. 発表標題 自律的な活用を促進する教員の専門職基準はいかにあるべきか 全米教職専門基準(NBPTS)の分析を通して
3. 学会等名 日本教師教育学会第30回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 藤村祐子・佐藤仁
2. 発表標題 アメリカにおける州教職員専門職基準委員会 (Professional Educator Standards Board)の機能－専門職基準の策定・活用に着目して－
3. 学会等名 日本教育行政学会第55回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 朝倉雅史・岩田昌太郎
2. 発表標題 自律的活用を促進する保健体育科教員の専門職基準に関する研究 NBPTS策定基準の分析
3. 学会等名 日本スポーツ教育学会第40回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 川口広美・堀田諭
2. 発表標題 自律的な社会科教師育成のための専門職スタンダードとは NBPTS(全米教職専門スタンダード)の場合
3. 学会等名 日本社会科教育学会第70回大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 川口広美
2. 発表標題 社会科教師とは何をやる人なのか－専門性 / 専門職性の視点から問い直す－
3. 学会等名 第72回全国社会科教育学会全国研究大会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 佐藤仁
2. 発表標題 日本における教師教育のアカウンタビリティの様相
3. 学会等名 日米国際シンポジウム2023「日米教師教育における民主的アカウンタビリティの可能性を探る」
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 藤本駿・藤村祐子
2. 発表標題 米国カリフォルニア州における教員スタンダードに関する研究－教員スタンダードと教師教育制度の関連を中心に－
3. 学会等名 日本教師教育学会第33回大会
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 Myint Swe KhineYang Liu	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Springer	5. 総ページ数 992
3. 書名 Handbook of Research on Teacher Education	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	佐藤 仁 (Sato Hitoshi) (30432701)	福岡大学・人文学部・教授 (37111)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	朝倉 雅史 (Asakura Masashi) (50758117)	筑波大学・人間系・助教 (12102)	
研究分担者	岩田 昌太郎 (Iwata Shotaro) (50433090)	広島大学・人間社会科学研究科(教)・准教授 (15401)	
研究分担者	川口 広美(前田) (Kawaguchi Hiromi) (80710839)	広島大学・人間社会科学研究科(教)・准教授 (15401)	
研究分担者	堀田 諭 (Horita Satoru) (90865445)	埼玉学園大学・人間学部・講師 (32421)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関